

## 産業廃棄物税の導入に関する意識調査票

この調査票に直接ご記入ください。記入済みの調査票のみを返信用封筒（切手不要）でご返送をお願いします。

はじめに、下記の事項についてご回答ください。

(1) 貴社及び貴事業所の概要をご記入ください。

(資本金、従業員数については、当てはまる番号に○をつけてください。)

会社[団体]名 (本社名)			
資本金	1. 1千万円以下 3. 5千万円超～1億円 5. 3億円超	2. 1千万円超～5千万円 4. 1億円超～3億円	
従業員数 (派遣社員を含む。 パート・アルバイト を除く。)	1. 50人以下 3. 100人超～200人 5. 300人超～500人 7. 900人超～1,000人	2. 50人超～100人 4. 200人超～300人 6. 500人超～900人 8. 1,000人超	
事業所名			
事業所所在地		〒 (TEL)	
記入者の 所属	(部署名)	(役職)	記入者の 氏名

(2) 貴事業所の業務内容（主な製品など）を簡単に記述してください。

.....

.....

.....

.....

### I. 産業廃棄物処理の状況等について

(1) 貴事業所（建設業の場合、工事現場等を含む）において、過去5年間（平成24年度から29年度）で排出した主な産業廃棄物について、「【別表】産業廃棄物の種類」のNo1～No20より該当する番号を、量が多い順に3種類を限度に記入してください。また、産廃全体を100とした場合の、それぞれのおおよその割合を御記入ください。

	産業廃棄物の種類	産廃全体を100とした場合の割合
① 最も排出量が多いもの		
② 2番目に排出量が多いもの		
③ 3番目に排出量が多いもの		

(2) 貴事業所では、平成26年度以前と平成27年度以降（産業廃棄物税条例の見直し前後）とを比較した場合、産業廃棄物の種類ごとの量はどのように変化しましたか。

上記(1)で記入した①～③の廃棄物について、その種類ごとに、産業廃棄物の発生量、排出量、焼却処理量、中間処理（焼却を除く選別、脱水、破碎、中和、乾燥等）量、再生利用量、最終処分量について、1から5までのあてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

1. 年々増加                      2. 年ごとに増減あるも、傾向としては増加                      3. 変化なし  
4. 年々減少                      5. 年ごとに増減あるも、傾向としては減少

産業廃棄物の種類	①	②	③
発生量	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5
排出量	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5
焼却処理量	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5
中間処理量（焼却を除く）	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5
再生利用量	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5
最終処分量	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5

(3) 貴事業所では、平成26年度以前と平成27年度以降（産業廃棄物税条例の見直し前後）とを比較した場合、産業廃棄物全体の量はどのように変化しましたか。

貴事業所の産業廃棄物全体の量について、発生量、排出量、焼却処理量、中間処理（焼却を除くもの上記(2)と同じ）量、再生利用量、最終処分量について、1から5までのあてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

1. 年々増加                      2. 年ごとに増減あるも、傾向としては増加                      3. 変化なし  
4. 年々減少                      5. 年ごとに増減あるも、傾向としては減少

発生量	排出量	焼却処理量	中間処理量（焼却を除く）
1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5
再生利用量	最終処分量		
1 2 3 4 5	1 2 3 4 5		

(4) 上記(3)で排出量の「1」又は「2」に○をつけられた方にお尋ねします。増加した原因として何が考えられますか。主な原因と思われる番号に一つだけ○をつけてください。

<増加の原因> \_\_\_\_\_

1. 事業規模の拡大 2. 製造工程等の変更等による排出量の増加 3. 原材料等の変更等による排出量の増加 4. 排出抑制（分別等）・リサイクルの取組みの中止又は縮小 5. その他（ _____ ）
---

- (5) 上記(3)で排出量の「4」又は「5」に○をつけられた方にお尋ねします。  
減少した原因として何が考えられますか。主な原因と思われる番号に一つだけ○をつけてください。

＜減少の原因＞ \_\_\_\_\_

1. 事業規模の縮小 2. 製造工程等の変更等による排出量の減少 3. 原材料等の変更等による排出量の減少 4. 排出抑制（分別等）・リサイクルの取組みの開始・強化 5. その他（ _____ ）
--

## II. 産業廃棄物税の導入の事実について

- (1) 本県では、平成17年4月から、排出事業者を納税義務者とし、県内の焼却施設及び埋立処分場への産業廃棄物の搬入に対して課税する産業廃棄物税を導入していることをご存じですか。当てはまる番号に一つだけ○をつけてください。  
※ 宮崎県産業廃棄物税の概要については、別紙をご覧ください。

＜産業廃棄物税の導入＞ \_\_\_\_\_

1. 十分知っている 2. ある程度は知っている 3. 名称は知っているが内容は分からない 4. 全く知らない
--

## III. 産業廃棄物税の導入に伴う取組みの変化について

- (1) 現在の貴事業所での産業廃棄物の排出抑制・再生利用の取組みについてお尋ねします。当てはまる番号に一つだけ○をつけてください。

＜現在の取組みの状況＞ \_\_\_\_\_

1. 排出抑制及び再生利用の取組みをしている。 2. 排出抑制の取組みをしている。 3. 再生利用の取組みをしている。 4. 取り組んでいない。
---

以下の(2)から(4)までは、上記(1)で「1」～「3」に○をつけられた方のみにお尋ねします。

- (2) 排出抑制・再生利用の取組みを始めた、又は強化したのはいつ頃からですか。排出抑制と再生利用それぞれについて、1から3までの当てはまる番号に一つだけ○をつけてください。

＜時期＞ \_\_\_\_\_

排出抑制	再生利用
1. 平成16年度以前 2. 平成17年度～平成26年度 3. 平成27年度以降	1. 平成16年度以前 2. 平成17年度～平成26年度 3. 平成27年度以降

- (3) 排出抑制・再生利用の取組みを開始し、又は強化した動機となったものは何ですか。当てはまる番号に全て○をつけてください。「5」に○をつけた場合は具体的な内容を記入してください。(複数回答可)

＜動機＞

1. 産業廃棄物税の導入による税を含めた処理料金の値上がり
2. 産業廃棄物処理コストの削減
3. 建設リサイクル法をはじめ各種リサイクル法の施行及び既存の法規制の強化
4. 環境意識の高まり
5. その他（具体的内容）

- (4) 排出抑制・再生利用の取組みとしてどのようなことをしていますか。当てはまる番号に全て○をつけてください。「5」に○をつけた場合は具体的な内容を記入してください。(複数回答可)

＜取組みの内容＞

1. 製造工程等の見直しや変更
2. 再使用の取組強化
3. 再資源化施設への受入基準に適合させるための分別の徹底
4. 焼却処理以外の中間処理への委託
5. その他（具体的に）

以下の(5)は、上記(1)で「4 取り組んでいない」に○をつけられた方のみにお尋ねします。

- (5) 排出抑制・再生利用に取り組んでいない理由は何ですか。当てはまる番号に全て○をつけてください。「7」に○をつけた方は具体的な内容を記入してください。(複数回答可)

＜取り組んでいない理由＞

1. 再資源化の技術等が確立されていない。
2. 再資源化の技術等は確立されているが、費用がかかりすぎるため設備や組織体制が整備できない。
3. 再資源化の技術等は確立されているが、周辺に受け入れ先がない。
4. 焼却処理や埋立処分のほうが費用が安い。
5. 排出量が少ない。
6. 消費者・取引相手等の再生製品等の利用意識が充分でない。
7. その他（具体的に）

以下の（６）は、すべての方にお尋ねします。

（６）産業廃棄物税の導入により、貴事業所にどのような経営上の影響があったとお考えですか。当てはまる番号に全て○をつけてください。（複数回答可）

<影響>

1. 排出抑制や再生利用等の取組の結果、処理コスト削減につながった。
2. 排出抑制や再生利用等の取組の結果、会社のイメージ向上につながった。
3. 排出抑制や再生利用等の取組の結果、社員の意識改革につながった。
4. 排出抑制や再生利用等に取り組もうとしたが、できなかったため、結果的に税相当額が負担増となった。
5. 排出抑制や再生利用等に全く取り組まなかったため、税相当額が負担増となった。
6. 事業費等の見直しにより、負担増を押さえた。
7. 産業廃棄物税の導入による経営上の影響はなかった。
8. その他（具体的に）

#### IV. 産業廃棄物税の広域的導入について

（１）産業廃棄物を取り巻く課題は、一地域の局地的なものであるとともに産業廃棄物が県境を越えて移動している状況を踏まえると広域的な課題でもあります。九州各県間においては税制の導入による排出抑制とリサイクル促進という政策効果を確保するため、広域的な税制を導入する取組が重要と考え、九州各県一斉に導入しました。

産業廃棄物税の一斉導入後に産業廃棄物に関して何か変化がありましたか。当てはまる番号に全て○をつけてください。（複数回答可）

<導入後の変化>

1. 産業廃棄物の排出抑制の取組みをした。
2. 産業廃棄物のリサイクルの取組みをした。
3. 産業廃棄物の搬出先を変えた。
4. 何も変化はない。

以下の（２）及び（３）は、上記（１）で「３」に○をつけられた方のみにお尋ねします。

（２）産業廃棄物を処理する場所を変更した理由は何ですか。当てはまる番号に一つだけ○をつけてください。「５」に○をつけた場合は具体的内容を記入してください。

<変更理由>

1. 産業廃棄物税の負担を避けるため、課税のない地域に搬出することにした。
2. リサイクルを行わない処理方法からリサイクルを行う処理方法への変更に伴い、搬出先を変更した。
3. 施設の廃止などにより、それまでの処理方法が継続できなくなったため搬出先を変更した。
4. １及び２以外の理由で、より料金の安い施設があったため搬出先を変更した。
5. その他  
（具体的に）

(3) 産業廃棄物を処理する場所をどこに変更しましたか。当てはまる番号に全て○をつけてください。また、該当があれば、( )内の番号にも○をつけてください。(複数回答可)

＜変更場所＞

1. 県内
2. 九州の他の県  
(1 福岡県 2 佐賀県 3 長崎県 4 熊本県 5 大分県 6 鹿児島県 7 沖縄県)
3. 九州以外  
(1 中国地方 2 近畿地方 3 四国地方 4 その他)

(3) 現在の産業廃棄物税の制度は、中間処理のうち、リサイクルへの前処理と考えられるもの(例えば選別・破碎・脱水等)は課税の対象外とし、リサイクルにつながらないと考えられる焼却処理のみに課税する制度をとっています。この制度について、リサイクルへの促進に有効であると思いますか。当てはまる番号に一つだけ○をつけてください。3に○をつけた場合は理由を具体的に記入してください。

＜焼却への課税＞

1. 有効であると思う。
2. わからない。
3. 有効であるとは思わない。

理由(具体的に)

[ ]

## V. 産業廃棄物税の税収用途について

産業廃棄物税は、条例の規定により、「産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進、その他適正な処理の推進」を図るための施策に充てることとされており、具体的には、①リサイクル施設の整備に対する補助や排出抑制、②リサイクルのための研究開発、③不法投棄等の監視・指導体制の充実、④環境教育等の施策に充てています。

今後、産業廃棄物税の用途として、どのような施策を充実すべきだとお考えですか。当てはまる番号に全て○をつけてください。(複数回答可)

＜税収用途＞

1. 不法投棄や不適正処理に対する監視・指導体制の強化
2. 産業廃棄物に対する理解を進めるための県民等に対する啓発の強化
3. 産業廃棄物の排出抑制、再生利用を行うための施設整備
4. リサイクル製品の開発や販路拡大に対する支援の強化
5. その他  
(具体的に) [ ]

## VI. 自由意見欄

産業廃棄物税に関するご意見を下記にご自由にお書きください。

-----
-----
-----
-----
-----
-----
-----
-----
-----
-----
-----

—ご協力ありがとうございました。—